

業務拡大への取り組みと期待される役割とは

企画協力：北村善明（公益社団法人日本診療放射線技師会理事）

近年、医療の高度化・複雑化が急速に進み、医師をはじめとする人材不足が懸念される中、高い専門性を持つスタッフの育成・確保が急務となっています。チーム医療の推進は、そのために必要な方向性であり、厚生労働省のチーム医療推進会議で議論が続けられ、2012年11月に診療放射線技師の業務範囲見直し案が了承されました。そこで、チーム医療の推進とそれに伴う診療放射線技師の業務拡大内容の理解、さらに、現場の教育・対策などについて、総合的に取り上げるシリーズ特集を企画しました。今月号のVol.1は業務拡大の内容について、次号のVol.2は読書補助について取り上げます。これからの医療にとって、診療放射線技師にどのような役割が期待され、どのような役割を担っていくべきなのか、考察する機会となれば幸いです。

シリーズ
特集

チーム医療における診療放射線技師の役割

Vol.1

業務拡大への取り組みと期待される役割とは

1. 総論：チーム医療の推進と診療放射線技師の業務拡大、役割について

北村 善明

公益社団法人日本診療放射線技師会理事
（厚生労働省チーム医療推進会議委員）
（チーム医療推進協議会顧問）

医療スタッフ等の役割の拡大の背景

1. 「チーム医療の推進に関する検討会」が発足

平成21年8月、厚生労働省の中に「チーム医療の推進に関する検討会」が設置され、8月28日に第1回の検討会が開催された。開催趣旨は、「チーム医療を推進するため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される検討会を開催し、日本の実情に即した医師と看護師等と

の協働・連携の在り方等について検討を行う」となっており、検討課題は、①医師、看護師等の役割分担について、②看護師等の専門性の向上について、③その他、となっていた。

この会議の設置については、規制改革推進のための3か年計画（平成21年3月31日に閣議決定）の中で、医師と他の医療従事者の役割分担の促進が打ち出され、「チーム医療を実践することや各職種が専門性を発揮し、患者のためによりよい医療が行われることを前提に、その職種でなくとも行いうる業務を他の職種に担わせるスキルミクスを進めるべき

ということが前提であった。

このような状況の中で、医療専門職の団体で「チーム医療推進協議会」を組織し、チーム医療を推進する上での考え方、各職能団体の意見、問題点を取りまとめ、要望書として検討会に提出し、説明を行った。日本診療放射線技師会としては、現行の診療放射線技師法の解釈拡大により、業務範囲を見直すことが可能と考えた。診療放射線技師が主体的にできることは、①検像作業（画像確認、画像チェック等）、②放射線被ばく相談、③放射性医薬品のミルキングおよび調製、④CT、MRI等における造

- 各医療スタッフの高い専門性を十分に活用するためには、各スタッフがチームとして目的・情報を共有した上で、医師等による包括的指示を活用し、各スタッフの専門性に積極的に委ねるとともに、スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要。
- このため、医師以外の医療スタッフが実施することができる業務を以下のとおり整理。
(平成22年4月30日付け医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」より)

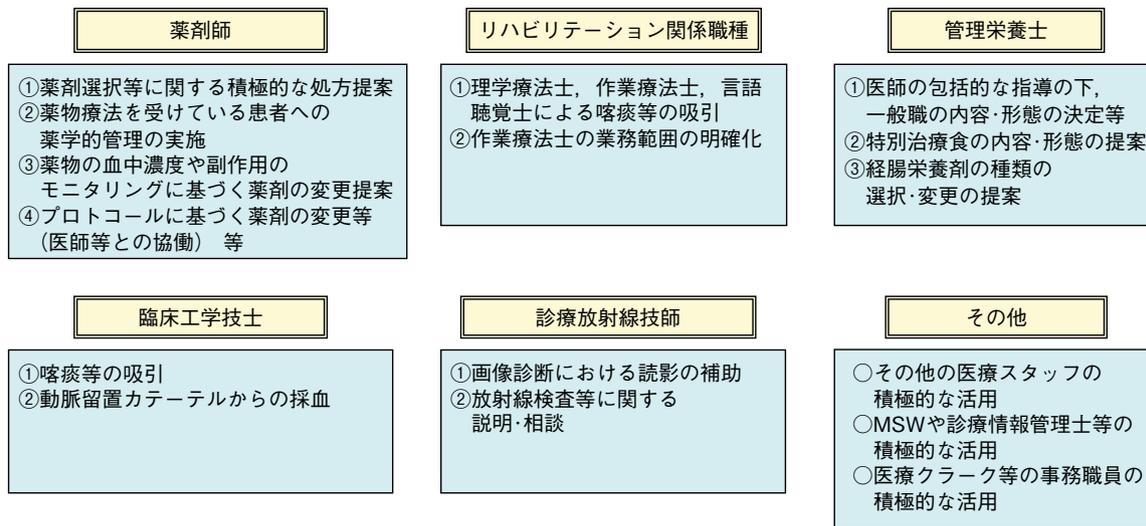


図1 医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進

影剤の注入、⑤造影剤注入後の抜針等が考えられ、検討会に対し、「チーム医療推進協議会」の名の下に日本診療放射線技師会として要望書を提出した(チーム医療推進協議会については後述)。

2. 検討会報告書の骨子

平成22年3月19日に、「チーム医療の推進について」ということで、検討会の報告書がまとめられた。報告書では、①チーム医療の基本的な考え方、②看護師の役割の拡大、③看護師以外の医療スタッフの等の役割拡大、④医療スタッフ間の連携の推進の4項目にまとめられている。この中で、医療スタッフの協働・連携によるチーム医療を推進するためには、医師などによる包括的な指示を活用して各スタッフの専門性に委ね、さらにスタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要であるとされている。このため、医師以外の医療スタッフが実施できる業務として、薬剤師、リハビリテーション関係職種、管理栄養士、臨床工学士、診療放射線技師、医療関係事務などの役割拡大が示された(図1)。

診療放射線技師については、「医療技術の進歩によりがんの放射線治療や画

像検査が一般的なものになるなど、放射線治療・検査・管理や画像検査に関する業務が増大する中、当該業務の専門家として医療現場に果たし得る役割は大きくなってきている。こうした状況を踏まえ、診療放射線技師の専門性のさらなる活用の観点から、現行制度の下、例えば画像診断などにおける読影の補助や放射線検査などに関する説明・相談を行うことが可能である旨を明確化し、診療放射線技師の活用を促すべきである」と報告された。

この報告書を受けて、平成22年4月30日に、厚生労働省医政局長名で「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(医政発第0430第1号)が発出された。

この中で、診療放射線技師に関して、“各医療スタッフが実施することができる業務の具体例”として、以下の2つが列記された(図2)。

- ① 画像診断における読影の補助を行うこと
- ② 放射線検査等に関する説明・相談を行うこと

特に、「画像診断等における読影の補助」の文言は「行うこと」となっており、

また、“当該業務の専門家として果し得る役割は大きい”などの表記も見られた。この通知は、診療放射線技師の能力を高く評価し、また、実施能力があるということの通知であると考えられる。

この検討会の報告を受け、新たに「チーム医療推進会議」が平成22年5月に設置され、その下に、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」ならびに「チーム医療推進方策検討ワーキンググループ」の2つのワーキンググループ(WG)が置かれた。

チーム医療推進のための看護業務検討WGでは、看護業務実態調査を基に、看護師の特定行為について検討が進められてきた。看護業務実態調査は、203項目の業務内容について、現在看護師が実施しているか否か、今後実施することが可能か否かについて、医師、看護師の立場から調査したものである。この調査内容を基に、看護師に特定業務の範囲、特定業務を行わせる看護師の認証方法、業務を行う上での研修制度について検討が行われた。検討結果は、平成25年3月29日に開催された第19回チーム医療推進会議において、「特定行為に係る看護師の研修制度について」の報告書